

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会規約

(設置)

第1条 愛知県及び名古屋市は、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会（以下「競技大会」という。）の開催に向けて合同で取り組む必要がある事業を実施するため、アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会（以下「合同準備会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 合同準備会は、次の事業を行う。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月27日愛知県条例第29号）及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月27日名古屋市条例第43号）の規定により愛知県議会及び名古屋市議会の議決に付すべきとされている契約等を除く。

- (1) 競技大会に係る広報
- (2) 名古屋競馬場跡地後利用事業（工事にかかるものを除く）
- (3) その他競技大会の開催に向けて愛知県と名古屋市が合同で取り組むこととした事業（役員等）

第3条 合同準備会に次の各号に掲げる者を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 代表 愛知県知事
- (2) 代表代行 名古屋市長
- (3) 副代表 愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局長
名古屋市総務局担当局長（企画調整担当）

2 代表は、合同準備会を代表し、会務を総理する。

3 双方代理となる事項については、前項の規定にかかわらず、代表がその職務を副代表である愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局長に委任する。

(運営委員会)

第4条 合同準備会の適正かつ円滑な運営に資するため、合同準備会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は別表に定める職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

3 運営委員会に次の各号に掲げる者を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局アジア・アジアパラ競技大会推進監
- (2) 会長代行 名古屋市総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部長

(会議)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、書面表決をもって会議の決定とすることができる。

5 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことが

できる。

(会長の専決処分)

第6条 会長は、運営委員会の決定すべき事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(監事)

第8条 合同準備会に1名以上4名未満の監事を置く。

2 監事の選任及び解任については、運営委員会の承認を受けるものとする。

3 監事は、合同準備会の経理を監査する。

(事務局)

第9条 合同準備会の事務局は、愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課、計画推進課及び名古屋市総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部アジア・アジアパラ競技大会推進課に置き、愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課を代表事務局とする。

2 事務局について必要な事項は会長が別に定める。

(予算及び費用負担)

第10条 合同準備会の予算は、愛知県及び名古屋市より交付される負担金及び繰越金その他の収入をその収入とし、合同準備会の事業の執行に要する経費をその支出とするものとする。

2 前項の負担金は、それぞれ予算の範囲内において負担し、愛知県及び名古屋市が別に定める場合を除き、愛知県が3分の2を、名古屋市が3分の1を負担する。

3 合同準備会の収支予算書については、予め会長が作成し、運営委員会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(会計)

第11条 合同準備会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収支決算)

第12条 合同準備会の収支決算書については、毎会計年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、運営委員会の承認を受けるものとする。

2 前項の規定により決算が運営委員会の承認を受けたときは、会長は、当該決算の写しを速やかに愛知県知事及び名古屋市長に送付しなければならない。

(資産の管理)

第13条 合同準備会の資産の管理は、会長が行う。

(廃止)

第14条 合同準備会は、運営委員会の議決を経て、代表の承認を受けて廃止する。

2 合同準備会の廃止に際して資産に余剰が生じたときは、会議の決定により処理する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、合同準備会の運営について必要な事項は、会長が

別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年11月16日から施行する。

2 第11条の規定にかかわらず、平成28年度における会計年度は、この規約の施行の日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

所 属	職 名 等
愛 知 県	アジア・アジアパラ競技大会推進局アジア・アジアパラ競技大会推進監 アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課長 アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課長 アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課担当課長（行事・支援・調整）
名古屋市	総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部長 総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部アジア・アジアパラ競技大会推進課長